

# 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律施行令

改正 1998.12.31 大統領令 第 16065 号	一部改正 2014.01.28 大統領令 第 25121 号
改正 2001.06.27 大統領令 第 17255 号	他法改正 2014.12.09 大統領令 第 25840 号
改正 2009.08.18 大統領令 第 21691 号	他法改正 2015.12.30 大統領令 第 26774 号
改正 2010.05.04 大統領令 第 22151 号	他法改正 2016.12.30 大統領令 第 27751 号
改正 2011.09.22 大統領令 第 23153 号	一部改正 2018.09.18 大統領令 第 29176 号
他法改正 2013.12.30 大統領令 第 25050 号	

**第 1 条(目的)** この令は、「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」で委任された事項とその施行に必要な事項を規定することを目的とする。

**第 1 条の 2(正当な事由)** 「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」(以下“法”という)第 2 条第 1 号ハ目で“非商業的使用等大統領令で定める正当な事由”とは、次の各号のいずれか一つに該当する場合をいう。

- 1.非商業的に使用する場合
- 2.ニュース報道及びニュース論評に使用する場合
- 3.他人の氏名、商号、商標、商品の容器・包装、その他他人の商品又は営業であることを表示した標識(以下“標識”という)が国内に広く認識される前に、その標識と同一か類似の標識を使用してきた者(その承継人を含む)が、これを不正な目的なく使用する場合
- 4.その他、該当標識の使用が公正な商取引慣行に反しないと認められる場合

[本条新設 2001.6.27]

**第 1 条の 3(不正競争行為等の調査方法)** ①特許庁長、特別市長・広域市長・特別自治市長・道知事・特別自治道知事(以下“市・道知事”という)又は市長・郡守・区庁長(自治区の区庁長をいう。以下同じ)は、法第 7 条第 1 項により営業施設または製造施設に出入し関係書類や帳簿・製品等を調査したり、調査に必要な最小分量の製品を収去し、検査する前に次の各号の方法に従って法第 2 条第 1 号(子目とル目は除く)の不正競争行為や第 3 条、第 3 条の 2 第 1 項または第 2 項を違反する行為(以下“不正競争行為等”という)を確認することができる。

1. 当事者、利害関係人又は参考人に対する関係書類や帳簿・製品等の提出要請
  2. 当事者、利害関係人又は参考人に対する出席要請、諮問および陳述聴取
- ②特許庁長、市・道知事又は市長・郡守・区庁長は、法第 7 条第 1 項により調査・検査を実施しようとする場合、当事者に調査・検査の目的、日時及び方法等を事前に通知しなければならない。ただし、緊急であったり、予め通知すれば証拠隠滅等で調査・検査の目的を達成することができないと認める場合にはこの限りでない。
- ③特許庁長、市・道知事又は市長・郡守・区庁長は、法第 7 条第 1 項による調査・検査の対象になる行為が次の各号のいずれかに該当する場合には調査・検査を開始してはならず、調査・検査が進行中である場合にはこれを中断しな

なければならない。

1. 不正競争行為等に該当しないことが明白な場合
2. 基礎資料が不備で調査・検査の対象を特定することができなかつたり、事実関係の確認が不可能な場合
3. 不正競争行為等に該当しないという確定判決がある場合

**第1条の4(収去物品等の処理等)** ①特許庁長、市・道知事又は市長・郡守・区庁長は、法第7条第1項により調査に必要な最小分量の製品を回収する場合、その所有者か占有者に別紙第1号書式の回収証を発給しなければならない。

②特許庁長、市・道知事又は市長・郡守・区庁長は、法第7条第1項により回収したり、第1条の3第1項第1号により提出を受けた製品の現況・目録等に関する事項を記録し、これを保管しなければならない。

③特許庁長、市・道知事又は市長・郡守・区庁長は、法第7条第1項による検査又は第1条の3第1項第1号による確認が終了した場合、法第7条第1項により収去するか、第1条の3第1項第1号により提出を受けた製品を収去または提出当時の所有者・占有者又は提出者に直ちに返さなければならない。

④法第7条第3項による証票は、別紙第2号書式による。

[本条新設 2001.6.27]

**第2条(是正勧告の方法等)** ①法第8条による是正勧告は、次の各号の事項を明示する文書でしなければならない。

1. 是正勧告の理由
2. 是正勧告の内容
3. 是正期限

②特許庁長、市・道知事又は市長・郡守・区庁長は、第1項による是正勧告をするために必要と認められる場合、又はその是正勧告の履行有無を確認するために必要と認められる場合には、関係公務員をして現場を確認させることができる。

③第2項により現場を確認する公務員は、その権限を表示する証票を持って関係人に見せなければならない。

**第3条(意見聴取の手続き)** ①特許庁長、市・道知事又は市長・郡守・区庁長は、法第9条により意見を聞こうとする場合には、意見聴取予定日10日前までに是正勧告の相手方、利害関係人、参考人又はその代理人に書面でその旨を通知して意見を陳述する機会を与えなければならない。

②第1項による通知を受けた是正勧告の相手方、利害関係人、参考人又はその代理人は、指定された日時に指定された場所に出席して意見を陳述するか書面で意見を提出することができる。

③第2項により是正勧告の相手方、利害関係人、参考人又はその代理人が出席して意見を陳述した時には、関係公務員はその要旨を書面で作成した後、意見陳述者にその内容を確認して署名又は捺印させなければならない。

④第1項による通知には、正当な事由なくこれに従わなければ意見を陳述する機会を放棄したものとみなすという旨を明白に示さなくてはならない。

**第3条の2(原本証明機関の指定基準)** 法第9条の3第2項の規定による原本証明機関として指定を受けようとする者が備えなければならない専門人材と設備の要件は次の各号のとおりである。

1. 専門人材:電子指紋を利用して営業秘密が含まれている電子文書の原本であることを証明する業務(以下「原本証明業務」という。))に必要な設備の運用人材として次の各目の要件をすべて備えた者 2人以上を保有すること

イ.「国家技術資格法」の規定による情報通信技術士・情報処理技術士又は電子計算機組織運用技術士以上の国家技術資格を備えること

ロ.「国家技術資格法」の規定による情報技術分野または通信分野にて2年以上勤務した経歴があること

2. 設備:原本証明業務に必要な設備として次の各目の事項に関して特許庁長が定めて告示する基準に合った設備を備えること

イ. 原本証明業務関連情報の保管及び送信・受信に関する事項

ロ. ネットワーク及びシステムセキュリティ体系に関する事項

ハ. 火災及び水害等の災害予防体系に関する事項

ニ. その他に原本証明業務関連システム関連設備等、原本証明業務の運営・管理のために必要な事項

**第3条の3(原本証明機関の指定手続)** ①法第9条の3第2項の規定により原本証明業務を遂行する機関(以下「原本証明機関」という。)として指定を受けようとする者は別紙第3号書式の原本証明機関指定申請書(電子文書になった申請書を含む。以下「指定申請書」という。)に次の各号の書類(電子文書を含む)を添付し特許庁長に提出しなければならない。

1. 事業計画書

2. 第3条の2各号の規定による専門人材及び設備を備えたことを証明することができる書類

3. 法人の定款又は団体の規約(原本証明機関が法人又は団体である場合のみ該当する。)

②第1項の規定による指定申請書を受けた特許庁長は「電子政府法」第36条第1項の規定による行政情報の共同利用を通じて申請者の法人登記事項証明書(原本証明機関が法人である場合のみ該当する。)及び事業者登録証を確認しなければならない。但し、申請者が事業者登録証の確認に同意しない場合には、その写しを添付するようしなければならない。

③第1項の規定による指定申請書を受けた特許庁長はその指定申請が第3条の2の規定による指定基準を充足すると認める場合は原本証明機関として指定し別紙第4号書式の原本証明機関指定書を発行しなければならない。

④特許庁長は第3項の規定による指定のために必要であれば指定申請書を提出した者に資料の提出を要求したり、該当提出者及び関係専門家の意見を聞くことができる。

⑤特許庁長は原本証明機関を指定したら、遅滞なくその事実を特許庁インターネットホームページに掲載しなければならない。

**第3条の4(原本証明機関の安全性及び信頼性確保措置)** 法第9条の3第4項の規定により原本証明機関が守るべき事項は別表1のとおりである。

**第3条の5(原本証明機関に対する行政処分の基準等)** ①法第9条の4第3項の規定による原本証明機関に対する行政処分の基準は、別表2のとおりである。

②特許庁長は法第9条の4第3項の規定により原本証明機関の指定を取消すか原本証明業務の全部又は一部の停止を命じた場合には次の各号の事項を告示しなければならない。

1. 原本証明機関の名称及び住所(原本証明機関が法人又は団体である場合には、代表者の氏名及び主たる事務

所の所在地をいう。)

## 2. 処分の内容

**第3条の6(指定取消された原本証明機関の引継ぎ)** ①法第9条の4第3項各号以外の部分の本文の規定により指定が取消された原本証明機関は次の各号の書類(電子文書を含む)を特許庁長に提出しなければならない。

1. 原本証明機関指定書の原本
2. 法第9条の4第4項本文の規定による原本証明業務に関する記録の引継ぎ契約書の写し1部

②法第9条の4第4項ただし書の規定による原本証明業務に関する記録を引継ぐことができない場合には別紙第5号書式の原本証明機関業務引継ぎ不可申告書に次の各号の書類を添付し特許庁長に提出しなければならない。この場合、特許庁長は原本証明業務に関する記録が他の原本証明機関に引継がれるまではその記録を保管しなければならない。

1. 引継ぎ不可事由書 1部
2. 原本証明業務に関する記録及びその目録 1部

**第3条の7(課徴金の賦課及び納付)** ①法第9条の5第1項の規定による原本証明機関の違反行為の種類・程度等に応じた課徴金の賦課基準は別表3のとおりである。

②特許庁長は法第9条の5第1項の規定により課徴金を賦課するならば、その違反行為の種類と課徴金の金額を明らかに記し、これを支払うことを書面で通知しなければならない。

③第2項の規定により通知を受けた者は、通知を受けた日から20日以内に特許庁長が定める収納機関に該当課徴金を支払わなければならない。ただし、天災地変やその他のやむを得ない事由により、その期間まで課徴金を支払うことができない場合には、その事由がなくなった日から7日以内に支払わなければならない。

④第3項の規定により課徴金を受けた収納機関は納付者に領収書を発行し遅滞なくその事実を特許庁長に通知しなければならない。

**第3条の8(申告褒賞金の支給基準等)** ①法第16条第1項の規定により支給を受ける申告褒賞金(以下「申告褒賞金」という。)は1人が1年間1千万ウオンを超えることができない。

②申告褒賞金の支給を受けようとする者は特許庁長に申請しなければならない。

③特許庁長は第2項の規定による申請を受けた場合、その内容を確認し申告褒賞金を支給するかどうか及び支給額を決定し、その決定日から15日以内に申請人に通知しなければならない。

④特許庁長は申告褒賞金支給額を決定する場合、次の各号の事項を考慮することができる。

1. 該当申告が捜査機関の捜査の根拠になったかどうか
2. 法第2条第1号イ目の規定による不正競争行為をした者が取った利益及びそれによる被害の程度
3. 該当申告関連の違反行為に関する捜査機関の処理結果

⑤第1項から第4項までに規定する事項の他に申告褒賞金の具体的な支給基準・方法及び手続等、申告褒賞金の支給に必要な事項は特許庁長が定める。

**第4条(業務の委託等)** ①削除

②削除

③ 法第 17 条第 2 項で“大統領令で定める産業財産権保護又は不正競争防止業務と関連する法人や団体”とは、次の各号の法人又は団体をいう。

1. 「発明振興法」によって設立された韓国発明振興会

2. 法第 2 条の 2 の業務に関する専門性があると認められる法人又は団体中で特許庁長が指定して告示する法人又は団体

④ 法第 17 条第 3 項及び第 4 項による支援業務に従事する者に関しては、第 2 条第 2 項及び第 3 項を準用する。

⑤ 法第 17 条第 5 項により費用の支援を受けようとする法人又は団体は、別紙第 6 号書式の不正競争防止及び営業秘密保護業務費用支援申請書に次の各号の書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。この場合、特許庁長は、「電子政府法」第 36 条第 1 項による行政情報の共同利用を通じて法人登記事項証明書(法人の場合のみ該当する)を確認しなければならない。

1. 不正競争防止及び営業秘密保護のための業務計画書

2. 定款(法人の場合だけ該当する)

⑥ 特許庁長は、第 3 項第 2 号による法人又は団体の指定基準と手続きを定めて告示しなければならない。

**第 4 条の 2(共同事務の運営手続き)** 法第 7 条から第 9 条まで及び第 20 条による業務の運営手続き及び指導等に必要の詳細事項は、特許庁長が決めて告示する。

**第 5 条(教育)** 特許庁長は、不正競争行為防止に関する職務に従事する公務員に対して必要と認めれば職務教育をすることができる。

**第 5 条の 2(規制の再検討)** ① 特許庁長は第 6 条及び別表 4 の規定による過怠料の賦課基準に対して 2014 年 1 月 1 日を基準として 3 年ごとに(毎 3 年になる年の 1 月 1 日までをいう。)その妥当性を検討し改善等の措置を取らなければならない。

② 特許庁長は、次の各号の事項について、次の各号の基準日を基準とし、2 年ごと(毎 2 年になる年の基準日の同日前までをいう。)その妥当性を検討し改善等の措置を取らなければならない。

1. 第 3 条の 2 の規定による原本証明機関の指定基準: 2015 年 1 月 1 日

2. 第 3 条の 3 の規定による原本証明機関の指定手続: 2015 年 1 月 1 日

3. 第 3 条の 4 及び別表 1 の規定による原本証明機関が守るべく事項: 2015 年 1 月 1 日

4. 第 3 条の 5 及び別表 2 の規定による原本証明機関に対する行政処分の基準: 2015 年 1 月 1 日

5. 第 3 条の 6 の規定による原本証明機関の引継手続き及び記録保管義務: 2015 年 1 月 1 日

6. 第 3 条の 7 及び別表 3 の規定による課徴金の賦課基準及び納付手続: 2015 年 1 月 1 日

**第 6 条(過怠料の賦課基準)** 法第 20 条第 1 項による過怠料の賦課基準は、別表 4 の通りである。

附 則[1998.12.31]

この令は、1999年1月1日から施行する。

**附 則**[2001.6.27]

この令は、2001年7月1日から施行する。

**付 則**[2009.8.18]

第1条(施行日) この令は、公布した日から施行する。

第2条(経過措置) ①この令施行前の違反行為に対する過怠料の賦課基準は、従前の規定による。

②別表の改正規定により違反行為の回数による過怠料賦課基準を適用する場合、この令施行後に最初に行った違反行為を1回違反行為とみなす。

**付 則**<第22151号、2010.5.4>(電子政府法施行令)

第1条(施行日) この令は2010年5月5日から施行する。

第2条及び第3条 省略

第4条(他の法令の改正) ①から<89>まで 省略

<90>不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律施行令の一部を次のように改正する。

第4条第5項各号以外の部分後段中「電子政府法」第21条第1項を「電子政府法」第36条第1項にする。

<91>から<192>まで 省略

**付 則**[2011.09.22]

この令は、2011年10月1日から施行する。

**付 則**<第25050号、2013.12.30>(住宅法施行令等)

この令は、2014年1月1日から施行する。(ただし書省略)

**付 則**<第25121号、2014.01.28>

この令は、2014年1月31日から施行する。

**付 則**<第25840号、2014.12.9>(建築法施行令等)

第1条(施行日) この令は、2015年1月1日から施行する。

第2条から第5条まで省略

第6条(「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律施行令」の改正に関する経過措置) ①この令施行前の違反



行為に対する行政処分は「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律施行令」別表 2 の改正規定にかかわらず、従前の規定に従う。

②この令施行前の違反行為に対して過怠料の賦課基準を適用する際には「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律施行令」別表 4 の改正規定にかかわらず、従前の規定に従う。

第 7 条から第 16 条まで省略

付 則<第 26774 号、2015.12.30>(6.25 戦死者遺骸の発掘等に関する法律施行令等)

この令は、公布した日から施行する。〈ただし書省略〉

付 則<第 27751 号、2016.12.30>(加盟事業取引の公正化に関する法律施行令)

第 1 条(施行日) この令は、2017 年 1 月 1 日から施行する。〈ただし書省略〉

第 2 条から第 12 条まで省略

付 則<第 29176 号、2018.09.18>

第 1 条(施行日) この令は、公布した日から施行する。

第 2 条(収去物品等の処理に関する適用例) 第 1 条の 4 第 2 項及び第 3 項の改正規定は、この令施行当時法第 7 条第 1 項により、製品を収去し検査手続が進行中であつたり不正競争行為等に関連し、製品の提出要請を受け、これに応じて手続が進行中の場合にも適用する。

第 3 条(証票に関する経過措置) この令施行前に従前の別紙第 2 号書式により発行された証票は、この令施行以後 1 ヶ月間、別紙第 2 号書式の改正規定により発行された証票と共に使用することができる。